



稲美中学校 51 回生
進路通信 第 17 号
2025 年 9 月 1 日
文責：坂元 翼

令和8年度県立学校教育用端末貸与について

県立学校（高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部）では、高等学校において新学習指導要領が実施された令和4年度入学生より、学校が推奨する端末（タブレットやパソコンなど）を各自で用意していただき、日々の教育活動へ活用するとともに、家庭でも地震の端末を使って自由に学べる環境づくりを進めています。

あわせて、一定の要件を満たす世帯に対して購入費等の負担を軽減することを目的とした、端末の貸与制度を設けられています。

1. 貸与端末について

- 貸与に係る費用は無償です
- 本制度において貸与されるのは、教育用端末本体です
- 学習活動以外に使用することは認められません
- 利用者の故意または重大な過失によって盗難・破損等の事故による損害が生じた場合は、利用者の弁償となります
- 貸与機関は、貸与を受けた日から卒業認定日前3か月以内で学校長が定める日までです
- 県立学校以外の場所での通信費等は家庭でご負担いただきます
- 特別支援学校高等部に通う生徒については、特別支援教育就学奨励費において、ICT機器可算があり、端末等の購入に活用することが可能です

2. 申請できる方

- 県立学校（高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部）に在籍する生徒の内、以下のいずれかに該当する方
- 生活保護（生業扶助）受給世帯【令和8年1月1日現在】
- 令和6年分保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得額割りが非課税の世帯
- 定時制高等学校教科書給与事業の対象者
- その他、特別な事情により学校長が貸与妥当と認めるもの

3. 申請手続き

合格発表後、進学先の学校より案内があります

（問い合わせ先）
兵庫県教育委員会事務局 教育企画課
TEL:078-362-3779